

佐賀県交通事故相談所は、交通事故の損害賠償の内容、賠償額の算定基準、示談の仕方、訴訟の方法や過失の程度、自賠責保険への請求方法等のほか各種援護措置の相談に応じています。交通事故の関係であれば、お気軽にご相談ください。

Q

交通事故の示談に係る仲介、斡旋はしてもらえるのですか？



A 示談の仲介、斡旋は弁護士法に抵触するため、行っていません。示談の紹介、斡旋が必要な場合は、相談内容に応じて他の機関を紹介します。

Q

相談するときは、関係書類や交通事故証明書などが必要ですか？



A 相談の際、提出していただく書類はありません。交通事故証明も不要です。なお、相談内容に応じた事故現場の見取り図、事故経路の記録、賠償額算定明細等を準備されておくと、的確な助言が受けやすくなります。

Q

相談の秘密は守られますか？



A 相談者のプライバシー、相談内容等の秘密は厳守します。安心してご利用ください。相談は無料です。